

### 3 介護予防・日常生活支援 総合事業について

## 《介護予防・日常生活支援総合事業について》

### ▶ 宇治市生活支援員養成研修について

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

令和 2 年度まで、要支援認定等をもつ高齢者に対して掃除・買い物・洗濯等の家事のみを支援する生活支援型訪問サービスの担い手として従事できる方を養成する研修（演習・実習を含む計 39 時間）を実施してきましたが、令和 3 年度より、他種サービスも含めた人材確保の観点から、本市で介護に関する入門的研修（講義 21 時間）を実施することとしています。

宇治市生活支援員の雇用を希望される事業所については、下記のとおり、入門的研修修了者に対して演習・実習部分の研修を実施いただき、市へ報告書の提出をいただくことで、宇治市生活支援員養成研修修了証書を交付することとします。

※ 実施方法や研修内容の詳細については、市ホームページに掲載します。

#### 【宇治市生活支援員養成研修 研修内容および実施機関】

研修科目	＜令和 2 年度まで＞	＜令和 3 年度より＞
講義 21 時間【入門的研修】	市	市
演習・実習 16.5 時間	市	生活支援型訪問サービス事業所
振り返り 1.5 時間	市	—
計 39 時間		

➤ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス種別	訪問介護相当サービス	生活支援型訪問サービス（訪問型サービスA）
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>掃除、買い物代行、調理、洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内）</li> <li>入浴介助、外出介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助等の身体介護</li> </ul>	掃除・買い物代行・調理・洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内）
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知機能の低下、精神疾患等により専門的なケアが必要な方</li> <li>身体介護が必要な方</li> </ul>	買い物や調理、掃除等の日常生活内の支援が必要な方
サービス提供の考え方	60分以上を想定（提供に必要な時間）	60分以内
サービス提供者	訪問介護事業者の従事者	訪問介護事業者の従事者（宇治市生活支援員含む）
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体報酬 月額包括報酬 （Ⅰ）1,176 単位 （Ⅱ）2,349 単位 （Ⅲ）3,727 単位（要支援2に限る）</li> <li>1 単位=10.42 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体報酬 1 回あたり単価 232 単位</li> <li>1 単位=10 円</li> </ul>

(※令和5年4月時点)

サービス種別	住民主体型生活支援 (訪問型サービスB)	訪問型 短期集中予防サービス (訪問型サービスC)	移動支援 (訪問型サービスD) ※現在調整中
サービス内容	住民主体の自主活動として行う生活援助等 ①NPO、ボランティア等による掃除、洗濯、買い物援助など簡易な支援(老計10号の範囲内) ②上記以外の生活支援の提供 (居宅での自立生活の継続の観点から必要とする「話し相手(対話や傾聴)、「見守り」等)	作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師などの専門職が定期的に短期間訪問して、健康相談および、運動・栄養・口腔ケア指導などを実施	①通院や買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (目的地における介助は対象外) ②通所型サービスや一般介護予防事業への送迎 (ただし、別主体の実施に限る)
利用者の状態像	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方</li> <li>生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方</li> </ul>	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方
提供頻度 提供時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>週2回まで</li> <li>60分以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回60分程度</li> <li>3か月間(最長6か月)</li> <li>最大10回</li> </ul> ※通所型短期集中予防サービスとの併用の場合は、最大2回まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね週1回</li> </ul>
サービス提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施主体</li> <li>専門職(保健師・看護師、理学療法士・作業療法士、栄養士、歯科衛生士)が実施</li> </ul>	社会福祉法人、ボランティア、NPOなど ※実施主体が運送料を徴収する場合、福祉有償運送の登録が必要
利用者負担	実施団体ごとに設定	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送法上の登録のない団体 ⇒無料</li> <li>道路運送法上の登録のある団体 ⇒実施団体により設定</li> </ul>

➤ 通所型サービス（第1号通所事業）

サービス種別	通所介護相当サービス	短時間型通所サービス (通所型サービスA)
サービス内容	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、食事等	機能訓練等
利用者の状態像	長時間の専門的なケアが必要な方	運動器機能訓練を中心とした短時間サービスを継続的に利用することで、身体機能の維持・向上が見込まれる方
サービス提供の考え方	原則5時間以上	2時間以上5時間未満
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本体報酬 月額包括報酬</li> <li>週1回利用 1,672 単位</li> <li>週2回利用（要支援2に限る） 3,428 単位</li> <li>• 1 単位=10.27 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本体報酬 1 回あたり単価 299 単位</li> <li>• 1 単位=10 円</li> </ul>

サービス種別	住民主体型通いの場活動支援 (通所型サービスB)	通所型短期集中予防サービス (通所型サービスC)
サービス 内容	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運動指導、栄養指導、口腔ケア指導等を複合的に実施する通所型サービス</li> <li>• 原則、教室開始前後に、理学療法士または作業療法士による訪問相談指導を併用して実施</li> <li>• 送迎付き（無料）</li> </ul>
利用者 の状態像	<p>介護予防のため、比較的短時間の運動や交流等による機会の確保が必要な方</p> <p>①簡易な支援で日常生活が保てる方</p> <p>②閉じこもりがちなる方</p> <p>③専門職による支援・関与の必要性が低い方</p> <p>④心身の状態が安定しているが継続的な関わりが必要な方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方</li> <li>• 生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方</li> <li>• 短期集中的な介入により改善が見込まれる方</li> </ul>
提供頻度 提供時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2時間程度の心身活性化のための活動</li> <li>• 概ね週1回程度の活動</li> <li>• プログラムに介護予防のための体操等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 週1回、全10回（約3か月間）</li> <li>• 1回1時間30分。</li> </ul> <p>※原則、訪問指導を最大2回実施。</p>
サービス 提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委託事業所(宇治市福祉サービス公社)</li> <li>• 専門職(理学療法士・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師)が実施</li> </ul>
利用者負担	実施団体により設定	無料

【※1】健康長寿サポーターとは、高齢者に対してちょっとした身の回りの生活支援（掃除や買い物等）や通いの場等のボランティア活動をされる方として、市が養成しています。